# 事

# アメリカ 全米自動車労組による外 一場の組織化の試み 国

自自動車

組(IGメタル)が協力してい 労使間の協議が下敷きになって 組合の勢力が弱く、外国自動車 動車工場になるとともに、労働 働組合組織化に成功する外国自 体交渉権を獲得するための従業 シー州チャタヌーガ工場に、団 独フォルクスワーゲンのテネ とが注目される。 いるほか、ドイツの金属産業労 ドイツ式の従業員代表組織をア 頭堡になる。今回の組織化は、 れば、米国で初めてUAWが労 従業員の過半数が賛成票を投じ の日程で実施すると発表した。 員投票を二月一二日から一四日 るという国際的な連携があるこ メリカに導入することへ向けた 工場が数多く集まる南部での橋 全米自動車労組 (UAW) は、

# 労使の思惑が合致

ぼる。そのときに、フォルクス を経営側が提案した。そこを通 ドイツ式の従業員代表組織 を開始したチャタヌーガ工場に、 働組合の協議が行われた。 ヴォルフスブルクで経営側と労 ワーゲンの本社があるドイツ、 (Betriebsrat) をつくること その場で、二〇一一年に操業 話は二〇一三年八月にさかの

> としたのである。 生産性と品質の向上をめざそう じて、従業員の経営参加による

遣したUAW関係者も加わった とともにアメリカから代表を派 議はそのためのものだった。経 然的に労働組合でなければなら たいのであれば、その相手は必 性と品質の向上をめざすために と規定している。だから、生産 体交渉によらなければならない 票によって選ばれる代表との団 協議するためには、従業員の投 渉の手続きについて定めている 労働組合と使用者が行う団体交 営側との協議には、IGメタル ない。ヴォルフスブルクでの協 従業員代表制を経営側が利用し 方や労働条件について従業員と 在である。NLRAは、働かせ 全国労働関係法(NLRA)の存 UAW会長ボブ・キング氏は そこには一つの制約があった

> げてきた協力関係をチャタヌー を開始する」との声明を発表し ワーゲンによる共同決定の仕組 従業員代表、そしてフォルクス いた。そのうえで、「労働組合と ガでも実現できる」と発言して みと協力関係を尊重する組織化

のだったのである。 ワーゲン側の思惑が一致したも Wの組織化戦略にはフォルクス 経営側に協力するというUA

# IGメタルの協力

業とのコンソーシアムであるブ す労働組合と環境保護団体、企

ルー・グリーン・アライアンス

が含まれている。

のほか、グリーンエネルギーに やグリーンピースといった団体 は、環境保護団体シエラクラブ すると述べた。そのグループと 以外のグループとの連携を強化 移民、宗教、人権といった労組 のために、環境保護や貧困問題 のさらなる組織化の進展と、そ

よる産業育成と雇用創出をめざ

WはIGメタルおよびドイツの 継続していた。その間に、UA フォルクスワーゲンの従業員代 表組織と協力関係を強めていっ 協議は二〇一三年八月以降も

氏は、「世界中の工場の労働条件 工場では異例の措置をとってい るという、米国内の外国自動車 動を工場内で行うことを許可す の使用者側もUAWの組織化活 を支援した。チャタヌーガ工場 従業員に送り、UAWの組織化 する書簡をチャタヌーガ工場の をつくることが欠かせない」と が直接に対話をして、協力関係 業の労働者を代表する組織同士 を維持するためには、多国籍企 ル会長ベルトールド・フーバー その関係に基づき、

# に賛成 過半数の従業員が組織化

どうか尋ねるものがカード 団体交渉を労働組合に委ねるか カードチェックと投票の二段階 どうかの判断を、従業員による で行っている。従業員を対象に、 交渉を労働者の代表に委ねるか NLRAは、使用者との団体

IGメタ チェックである。その数が対象

業員が賛成しているとUAWは 階で、すでに過半数を超える従 働組合は使用者と合法的に団体 従業員が賛成票を投じれば、労 である。投票の結果、過半数の えれば、従業員による投票が実 表明しており、二月一二日から とになる。カードチェックの段 交渉を行うことが認められるこ 全国労働関係委員会(NLRB) 施される。その管理をするのは となる従業員数の三分の一を超 一四日の日程で投票が行われる

# ープとの連携 経営協力と労組以外グル

ことになっている。

程でワシントンD・Cで「全国 次会議を開催した。 グラム、立法大会」と題する年 コミュニティ・アクションプロ UAWは二月四日、五日の日

経営に協力的な団体交渉によっ その壇上で、キング会長は、

ワーゲンが従業員代表と作り上 と合致する」とし、「フォルクス 労働組合をめざすUAWの方向 を整備するという二一世紀型の 労使がともに成功をめざす環境 交渉において長年の経験があり ルクスワーゲンは労働組合との する前年の二○一○年に、「フォ チャタヌーガ工場が操業を開始

> て、メキシコなど海外に出てい そのうえで、外国自動車工場へ たに生まれたことを紹介した。 た工場が米国内に回帰し、二〇 一一年以降で二万人の雇用が新

ことが紹介されたほか、グリー リュネ氏が日産の社長兼CEO シエラクラブ会長マイケル・ブ として、ミシシッピー州の日産 ることを表明している。 シッピー工場の組織化を支持す アライアンスの会長も日産ミシ ンピースとブルー・グリーン・ 化を促す個人的な書簡を送った のカルロス・ゴーン氏に、組織 工場の名前をあげた。そのうち、 工場とアラバマ州のメルセデス そして、組織化のターゲット

ループと連携して、 業に対しては、労組以外のグ に応えるかたちで組織化を進め める企業に対しては、経営協力 ゲンのように従業員代表制を求 つつ、組織化を良しとしない企 このように、フォルクスワー 社会的な支

伸びが続いており、低賃金労働

依然として物価上昇率を下回る

者の貧困の拡大が懸念されてい

ディアによれば、

回復しないと予測し

また現地メ

8.0

6.0

4.0

2.0

0.0

-2.0

47

るという二つの方向をUAWは 持を得ることで組織化をすすめ とっている。

# 労働組合の反転になるか

働組合と、経営側の協力関係と 声が近年高まっており、労働組 ドイツ式の従業員代表による生 今回のUAWの組織化の試みは、 が州レベルで近年続いていた。 合の組織化を難しくする法改正 競争力の足かせとなり、雇用創 が注目される。労働組合は企業 勢力の反転をもたらすかどうか 向が強かった南部で、労働組合 治的にも労働組合を排除する傾 もと労働組合の勢力が弱く、政 とをめざしている。また、国境 共同決定の仕組みを導入するこ 産性と品質の向上を意識した労 出にとっても障害となるとする 今回の組織化の動きが、

> る 側の協力関係や、アメリカにお 協力関係の下で進められている を超えた産業別労働組合同士の 大きな波及効果があると思われ ローバル企業の活動において ける従業員代表制の在り方、 を高めるための労働組合と経営 ということも特徴となっている こうした動きは、企業競争力

## 参考資料

状況を明らかにしている。

非退職世帯当たりの就労を通じ

二〇〇七~二〇一二年の間に、

られる。統計局の推計によれば、

者の貧困(いわゆるワーキング

賃金水準の低迷により、就労

プア)の増加が進んでいるとみ

イギリス労働組合会議(TUC) また、ナショナルセンターの

就業率と雇用の質(1)に関

ンド減少したのに対して、 万八三〇〇ポンドへ四八〇〇ポ は、三万三一○○ポンドからこ た収入(賃金・給与)の平均額 低賃金労働者は長期間にわたり 金データに基づく分析により、 同シンクタンクは、長期間の賃

低賃金の仕事にとらわれがちな

Susan, R Hobbs, UAW's Bob King Credits Hobbs, Feb.3, 2014, Negotiation's Organizing, Susan, R Coalition Building For Union Gains in

Susan, R Hobbs, Volkswagen Workers to Daily Labor Report, Feb 3, 2014 Representation in NLRB election vote Feb. 12-14, On UAW

Susan R. Hobbs, UAWnext hit Focus on Organizing Tennessee Plant Discussions with Volkswagen

山崎 憲

Daily Labor Report, Sep 6, 2013,

# 低賃金労働者の貧困層が拡大

イギリス

失業者数は一六万七〇〇〇人減 二・一%となった。就業者数は 的な水準を更新し、就業率は七 期の就業者数は三〇一五万人 七〇〇〇人増) している。一方、 自営業者が顕著に増加(一四万 フルタイムを中心に拡大、また 市場統計によれば、九―一一月 (前期から二八万人増)と記録 統計局が一月に公表した労働

> の二三二万人、失業率も前期か 著な減少がみられた。 数ならびに長期失業者数にも顕 七・一%に低下し、若年失業者 九九七年以来の改善幅により らマイナス○・五ポイントと一

均で一・三%、もっとも大きい 金上昇率 (被用者、税引き前) ときで三%に達している。 昇率の差は二○○八年以降の平 いており、賃金上昇率と物価上 況は不況期以降ほぼ変わらず続 物価上昇率(対前年同期比)二: は○・九%で、一一月の消費者 九―一一月期までの一年間の賃 回っている。直近のデータでは 貫して消費者物価上昇率を下 況期以降の賃金上昇率はほぼ一 一%を下回っている。同様の状 好調に拡大する雇用とは裏腹 労働市場統計によれば、 賃金水準は低迷が続いてお

低迷、あるいは歳出削減に伴う る。長期的な要因としては、 制などの影響がいわれている。 が平均賃金を押し下げていると 正規労働者の増加など、相対的 者の比率の拡大、また多様な非 用全体に占めるサービス業就業 用の質の劣化があげられる。雇 して、様々な指摘がなされてい 公共部門での人員削減・賃金抑 な要因としては、景気後退の影 いうものだ。一方、より短期的 に賃金水準の低い労働者の増加 賃金水準が改善しない理由と ンクタンクResolution 回復期における生産性の

下し、とりわけこれまで目立っ 新している。失業率も急速に低

業者や若年失業者に、改善の兆

た減少が見られなかった長期失

しが見られる。一方で、賃金は

雇用が継続的に増加、三〇〇〇

景気の持続的な拡大を背景に

雇用は改善、

実質賃金は

万人を超えて記録的な水準を更

男性、販売・顧客サービスおよ テル・レストラン業ならびに小 び未熟練職種の労働者、またホ 低賃金層の拡大は若年労働者や Foundation によれば、 売業の労働者で顕著だという。 近年の

間を要すると見ているという。

就労世帯の貧困が拡大

に、回復には二〇二〇年まで期

ンクタンクのNIESRも同様

増の八割が低賃金部 TUCの試算では、 ているとしている。 不況以降大きく低下 あるが、雇用の質は 前の水準に戻りつつ 政権交代以降の雇用 する分析から、就業率は不況以 したまま回復が遅れ

例えば政府の予算青 前後の水準への回復 であったという。 門(平均賃金が八ポ するとの見方が強い には、今後数年を要 ンド未満) でのもの 賃金水準の不況期 賃金・物価上昇率の推移 図表

Nov 11 Apr 12

## 週当たり平均賃金 上昇率 うち定期的な給与 の上昇率 消費者物価指数

Jul13

-4.0 Dec08 Oct09 Nov 06 Aug05 Jun06 Apr 07 Sep07 Feb 08 Jul08 May 09 Jan06

Mar 10 Aug 10 Jan 11

資料出所: Office for National Statistics ウェ

**Business Labor Trend 2014.3** 

二〇〇九年度レベル

任局(OBR)は、

の実質賃金の水準に

は二〇一八年度まで

平均の社会保障給付額は三一〇

増加している。統計局は、所得 の減少に伴って、税額控除など ○ポンドから四六○○ポンドに よるものと分析している。 象となる世帯が増加したことに 低所得層向け給付制度の適用対

外の要因として、就労者向け給 世帯のすべての成人がフルタイ ちおよそ六九万人 (二三%) は、 帯に属する成人三○六万人のう ている。なお、低所得の就労世 宅費、また労働時間などをあげ 配偶者の所得、家族の規模、住 付(税額控除など)の受給状況 の貧困状態に影響する低賃金以 率は三〇年来の低水準にあると なった。一方、退職世帯層の比 就労世帯層の比率も過去最高と 数を超えたほか、子供のいない 就労世帯の貧困層が初めて過半 うち六七○万人は就労世帯層で、 たり平均所得の六割を下回る世 財団の分析によれば、二〇一一 いう。なお報告書は、就労世帯 帯)に属する層は一三〇〇万人、 を扱うジョセフ・ローンツリー ム労働者であるという。 貧困や社会的疎外などの問題 一二年に低所得世帯(世帯当

クのIFSは、 るとの見方が強い。シンクタン 層の生活水準の低下を招いてい りわけ顕著で、低賃金・低所得 生活と密接に関連する領域でと などの料金、公共交通料金など 料品や電気・ガス・その他燃料 近年の物価水準の上昇は、食 不況期以降二〇

> 三五万五九八五人で、既に昨年 の六ヵ月間のサービス利用者は によれば、二〇一三年九月まで のサービスを提供する大手非営 と推計している。自治体やジョ 利団体のトラッセル・トラスト 料を提供する「フードバンク」 り、低所得層に対して無料で食 ブセンターなどからの紹介によ ○%で七・一ポイント高かった は、富裕層一○%より最貧層 一三年度までの物価上昇の影響 (主に一般からの寄付で運営)

八%、失業は四%であった。 利用者の増加に、社会保障給

低所得を理由にあげた者は

支払いの遅延や制度変更をあげ

(それぞれ三○%と一五%)、

ドバンクを利用するに至った理

由を尋ねたところ、多くが給付

度改正の影響も指摘されている

同団体が利用者に対して、フー

年同期比では三倍)。これには 九九二人)を上回ったという(昨 度一年間の利用者数(三四万六

社会保障給付に関する近年の制

者が多い)として、就労者向け 税対象となる下限額に達しない 効果は期待できない 引き上げを実施したとしている。 策として、所得税の課税限度額 する一方で、低所得層への対応 る。政府は、給付削減策を実施 がないとしてこれを否定してい 声は多いが、政府は明確な証拠 の低所得層に対する所得改善の ただし、IFSはこうした施策 付の削減が影響したと指摘する (所得が課

> るとの批判もある。 業に対する間接的な補助にあた 層に対するこうした給付は、企 提言している。ただし、低賃金 (税額控除など)の拡充を

# 対策は最賃引き上げ 「生活賃金」の普及

の諮問を受けて、昨年一○月に 政策方針などからも、企業に対 支払いを求めている。 雇用主に対してより高い賃金の れを補うことは出来ないとして 控除等の公的な所得補助ではこ つつある状況を指摘、就労税額 活を支えることが不可能となり 金水準の低下により、就労で生 貧困委員会の報告書(2)も、 公表された社会階層移動・児童 が高まっているといえる。政府 する賃金水準引き上げへの圧力 い収入を保証するとする政府の さらに、就労は給付受給より高 拡大、最近の持続的な景気回復 低賃金層の増加や賃金格差の 賃

は、雇用への悪影響を懸念して、 年九月、本格的な景気回復の兆 管するケーブルビジネス相は昨 されている(3)。 最賃制度を所 改定幅は物価上昇率未満に抑制 われたところだが、ここ二年間 直近では昨年一〇月に改定が行 準引き上げに一定の役割を果た しを背景に、最低賃金に関する 最賃額は毎年改定されており、 入された全国最低賃金制度だ。 してきたのは、一九九九年に導 これまで、低賃金層の賃金水

> ドに、算定方法も未払い総額の 主に対する罰金(現在は未払い の一月にも、オズボーン財相が 検討するよう要請した。またこ き上げに必要な経済条件などを 対して、これまで以上の最賃引 諮問機関である低賃金委員会に より制度順守の促進を図る狙 が予定されている。罰則強化に の五〇〇〇ポンドから二万ポン 総額の五〇%)の上限額を現行 ところだ。並行して、違反雇用 き上げを容認する意向を示した インフレ率を上回る最賃額の引 一〇〇%に引き上げる制度改正

の七八から四三二組織に拡大、 より認定された参加組織は昨年 る Living Wage Foundation じ める「生活賃金」(living wage) ロンドンでは時間当たり八・八 いう。昨年一一月の改定により、 参加を得ており、運動を主催す 自治体や一部の民間企業などの が、現在ロンドンを含む複数の たものだ。法的な拘束力はない 労組や教会などを中心に始まっ 低限の生活の維持に必要な所得 に比べて高くなることから、最 では、生活に要する費用が地方 ている。ロンドンなどの都市部 が、非営利団体により提唱され より高い水準の賃金支払いを求 に自発的な参加を求める運動で、 し、自治体や企業などの雇用主 水準を生活賃金として毎年公表 用者数で二五万人を数えると 一方で、低賃金層に最低賃金

> 年の四八二万人から五二四万人 Gのレポートは、生活賃金未満 ○ポンド、それ以外の地域で七 へと約四〇万人増加したと推計 の賃金水準にある世帯人口は昨 定に合わせて公表されたKPM 六五ポンドとなった (4)。改 している。

- ためにパート労働に従事している と回答した者の数)から算定。 (フルタイムの仕事が得られない 実質賃金の水準と、不完全雇用
- mobility: the next steps" (2013) Poverty Commission "Social Social Mobility and Child
- ンス 一・一%増)、一六 一七歳 向けの基本額が六・三一ポンド(一 率と同等の引き上げ幅。 の引き上げとなり、ほぼ物価上昇 五ポンドからそれぞれ二〇ペンス 向けが三・七二ポンド(四ペンス・ 二ペンス - 一・九%増)、一八 - 二 向け額を二・六八ポンド(三ペンス・ ○歳向けが五・○三ポンド(五ペ (二・六%)と二五ペンス(二・九%) 一・一%増)に引き上げた。 一・○%増)。またアプレンティス 昨年の七・四五ポンド・八・五 一〇月の改定額は、二一歳以上

## 【参考資料】

Gov.uk' Office for National Statistics' Fiscal Studies' Resolution Foundation Low Pay Commission' Institute for The Guardian ほか 各ウェブサイト Joseph Rowntree Foundation' BBC'

# (国際研究部)

## ドイツ

# ――失業扶助の支給拒否の可否EU域内からの移民さらに増加 題 が

できるかが争われている。 増加しており、裁判所では、そ それらの国籍を有する失業者も た。だが、ドイツでは同時に、 口が増加していたことがわかっ を中心に、ドイツ国内の就労人 が進む中・東欧の国々の出身者 欧の国々や労働市場の完全開放 州債務危機の影響の強かった南 れらEU域内外国人に対する A) によると、二〇一三年、欧 「失業給付Ⅱ」の支払いを拒否 連邦雇用エージェンシー

# は中・東・南欧出身者 就労者増加分の約四〇%

割合にして約二〇%の増加を記 が実施されることになった国々 月一日から労働市場の完全開放 録した。同じく、二〇一四年一 労者数は、その一年前と比較し ○一三年一一月時点における就 以下「グループ①」)出身の二 ア、スロベニア、バルト三国: ハンガリー、チェコ、スロバキ が実施された国々(ポーランド) 債務危機の影響が大きかったい 下「グループ②」)は約二万九 て、数にして約七万五〇〇〇人 わゆるGIPS諸国(ギリシャ・ 十人(約二四%)の増加、欧州 (ブルガリア・ルーマニア:以 年五月に労働市場の完全開放 BAの調査によると、二〇一

> 増加)。 三五万三〇〇〇人(約一%)の 字である(ドイツ全土では、 加数の約四〇・二%を占める数 ドイツ全土における就労者の増 加となった。これらの合計は、 三万八〇〇〇人 (約八%) の増 ン:以下「グループ③」)も約 イタリア・ポルトガル・スペイ 約

# 失業者・失業給付Ⅱ受給 者はより顕著な伸び

で一三%(スペインに限定する れは、グループ①で二四%、グ の中・東・南欧諸国出身者のそ 土における失業者の増加率は○ 国々出身の失業者が国内で顕著 と三四%)にものぼる。 ループ②で五二%、グループ③ 五%に過ぎないのに対し、前述 な伸びを示している。ドイツ全 しかしそれ以上に、これらの

ドイツ全土:〇・一%増)。 ペインに限定すると三〇%増) 増、グループ③:一〇%増(ス 調を合わせるような伸びを見せ ているのである (グループ①: 障給付)の受給者も、これに歩 を財源とする求職者向け基礎保 九%増、グループ②:五〇% さらに、「失業給付Ⅱ」(=租税

# 失業者への対応が急務に ドイツに出自を持たない

各種対応に追われている。 このような移民増加にともな BAや地方公共団体などは

に一三カ国語(伊語、ポーラン 四年四月より、使用言語が一気 問題となっているのである。 給付Ⅱを目当てとする移民の流 能である。そのため、この失業 に受給申請をすることが原則可 性等が存する限り、地域の窓口 なくとも、就労可能性や要扶助 給付Ⅱは、社会保険料の納付が への対応である。ドイツの失業 わゆる「社会保障ツーリズム」 リシャ語、ポルトガル語が追加 セルビア語、クロアチア語、ギ ド語、西語、仏語、アラビア語 おける経験等を参考に、二〇一 記載がなかったが、申請実務に トルコ語、露語の四カ国語しか ある。これまでは、独語、英語 入に、どう対応するかが大きな へと拡大することになった。 請用紙に使用する言語の拡大で しかし、より重要なのは、い その一つが、失業給付Ⅱの申

# 付Ⅱの支給拒否は可能か EU市民に対する失業給

う「排除条項」を例外として設 けている。しかし、この排除条 助給付の権利を有しない、とい ているEU市民は原則として扶 ドイツ国内に移住し職探しをし この点、ドイツの現行法は、

> れることになった。 域内の外国人から訴えが提起さ 項をめぐって、全国各地でEU

的な判断を行った。 らに支払わなければならないの 審レベルだけみても、まちまち ある、として請求権認容に否定 でに当面必要となる費用だけで は、帰郷にかかる費用とそれま 市町村の財政が厳しい場合、 を回避するためのものであり、 ているのは社会保障ツーリズム 者がEU市民を意図的に排除し ン・ラント社会裁判所は、立法 たニーダーザクセン=ブレーメ という肯定的な判断を行った。 請求権は認められるべきである。 はや適用されず、したがって、 であるから、この排除基準はも ン=ヴェストファーレン・ラン である。たとえば、ノルトライ ト社会裁判所は、原告はすでに これに対し、その後に出され 年間ドイツに滞在しているの 裁判所における判断は、 第 彼

# 司法裁判所に判断を付託 独連邦社会裁判所は欧州

連邦社会裁判所(BSG)で出 働市場の全面開放を目前に控え 立の中で、この問題に関する初 された。 ブルガリア・ルーマニアへの労 めての第三審レベルの判断が、 た二〇一三年一二月一二日に、 このような下級審における対

ウェーデン人一世の女性とその この事件は、ボスニア系ス

子どもの家族が、当初はベルリ

ンのジョブ・センターから失業

給付Ⅱの支給を受けることがで

に訴えを提起したものであった。 り消されたため、女性が裁判所 きていたが、その後、認定が取

しかしながら、BSGは、す

州司法裁判所(EuGH)にこ

う必要がある」などとして、欧 定の正しい解釈を前提として行 であるかどうかは、EU法の規 おけるEU市民排除条項が有効 ることは回避し、「ドイツ国内に ぐに自ら具体的な結論を提示す

よう付託する決定を行った。 の問題に関する先行判決を行う

題であるということである。 問題は、ドイツ全土で約一三万 ント社会裁判所によると、この ダーザクセン=ブレーメン・ラ 判断を行うことになる。ニー 異別に取り扱うことがEU法 いてEU市民とドイツ国民とを 後、ドイツの社会保障給付にお 動原則)に違反しないかどうか 人に影響があるとても重要な問 これを受けて、EuGHは今 (特にEU域内における自由移

## 【参考資料】

FAZ, Hartz IV-Antrag demnächst in 13 DIE WELT, EUGH muss über Hartz IV Sprachen 05. 02. 2014 für Ausländer entscheiden 12. 12. 2013

Tagesspiegel, Mehr Migranten, mehi jobs, mehr Harz IV 05. 02. 2014

# (国際研究部

フランス

が上昇傾向に ーロへ―最賃レベル労働者の比 法定最賃が時間当たり九・五三

比三率ユ

になる。

## 図表1:法定最低賃金水準で就労する労働者の比率の推移 % 18 16 12 10 8 4 2 0 1987年 2013年 1988年 1989年 1991年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 2007年 2008年 2009年 2010年 2012年 1990年 1992年 1993年 1994年 1995年 1996年 1997年 1998年 1999年 2000年 2011年 -資料出所:労働省公表資料より作成

図表2:業種別・フルタイム・パートタイム別割合(%)

	全労働者		うちパートタイム労働:	
	2011年	2013年	2011年	2013年
IT産業	2.4	2.5	7.6	7.1
金融保険	2.5	3.1	6.8	8.0
教育	5.7	5.3	8.4	7.8
製造業	6.5	6.7	18.5	21.9
建設業	8.1	9.7	16.1	21.6
商店、自動車修理	15.8	16.9	32.9	35.0
ヘルスケア関連	20.6	20.6	29.2	30.8
ホテル、レストラン関連	37.3	39.5	61.0	62.7

資料出所:労働省公表資料より作成

図表3:企業規模別割合

	2011年12月			2013年1月				
従業員規模	Δ≣Ι	フル	パート	合計	フルタイム		パートタイム	
<b>促未貝</b> 祝侯	合計	タイム	タイム			変動		変動
1人~9人	23.6	18.8	36.1	27.6	21.9	3.1	40.9	4.8
1人	31.1	25.6	40.8	35.9	30.5	4.9	43.6	2.8
2人	28.7	23.5	39.3	33.4	26.4	2.9	45.4	6.1
3人~5人	24.1	19.4	36.6	27.8	22.2	2.8	40.9	4.3
6人~9人	18.3	14.7	30.7	22.3	17.8	3.1	36.5	5.8
10人以上	8.1	5.6	21.5	8.7	5.9	0.3	23.2	1.7
10人~ 19人	11.8	9.5	21.9	12.1	9.6	0.1	23.4	1.5
20人~49人	11.6	7.9	28.8	12.7	8.7	0.8	31.6	2.8
50人~99人	12.9	8.1	34.7	12.6	7.9	-0.2	32.8	-1.9
100人~ 249人	8.4	6.2	20.8	9.1	6.8	0.6	21.7	0.9
250人~ 499人	6.9	5.2	19.2	7.3	5.5	0.3	19.7	0.5
500人以上	4.8	2.9	15.0	5.5	3.1	0.2	17.9	2.9
全体	11.1	7.8	25.8	12.3	8.5	0.7	28.6	2.8

資料出所:労働省公表資料より作成

C水準で就労する労働者に関す 三ユーロに引き上げることに 時給九・四三ユーロから九・五 る統計数値(二〇一三年一月時 なった。これに先立ち、SMI S M I C ○万人が該当し、 が明らかになった。約一九 (法定最低賃金)を 雇用労働者の

フランスの法定最低賃金、S

率は上昇傾向を描いている。 月 年一月は一〇・六%、 一二・三%を占める。二〇一 は一一・一%であり、その 同年一

によると、二〇一四年一月から

労働省の一二月一六日の発表

金の動向を反映して、原則とし MIC (注) は毎年、 一二月一六日、二〇一四年一月 月一日に改定されている。 口で、 間当り九・五三ユー ら発表された。一時 の改定額が労働省か 週三五時間の 物価と賃

> 推移については図表1参照 傾向にある(一九八七年以降の

二〇一〇年以降、率が上昇する

て

二・五%である一方 業でもっとも低く みてみると、IT産 産業別・業種別に

三%が最賃水準で就労しており、 約一九○万人、率にして一二・ 臨時従業員を除いた数字として た。これによると、実習生及び 等に関する調査結果が公表され 労働者数と割合、業種別の特徴 には、最低賃金水準で就労する た月額は一四四五・三八ユーロ 法定労働時間に基づいて計算し これに先立って一二月一一 ホテル・レストラン関連業務で

注

照されたい。

(http://www.jil.go.jp/foreign/ jihou/2012\_11/france\_01.htm#

の比率が高いことがわかっ 業規模別にみてみると、小規模 五%であるが、パートタイムで ほど最低賃金水準で働く労働者 は二八・六%に跳ね上がる。 また、フルタイム労働者では八・ は三九・五%にのぼる (図表2)。 (図表3)。 企 た

海外労働情報二〇一二年一一月も参

[参考資料]

労働省ホームーページ: Revalorisation du SMIC au 1er janvier 2014, 16

revalorisation-du-smic-au-1er, 17288 presse,42/communiques,2138, (http://travail-emploi.gouv.fr/actualite

労働省ホームーページ: 2013-076 du Smic au 1er janvier 2013, 11 décembre 2013 Les bénéficiaires de la revalorisatior

dares-analyses-dares-indicateurs recherches, 77/publications-dares, 98, recherches-statistiques-de,76/etudes-etpresse,42/breves,2137/etudes (http://travail-emploi.gouv.fr/actualite 102/2013-076-les-beneficiaires-de

日:二〇一四年一月二〇日 (ホームページ 最終閲覧 (国際研究部 北澤

## 大法院判決における通常賃金の認定範囲

	20 - 70 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 1
1990年2月	通常賃金は、定期的・一律的にすべての労働者に支給される固定給
1994年5月	子供がいる労働者に支給される育児手当も通常賃金
1996年2月	祝日や夏季休暇の費用のように年単位で支給される金品も通常賃金。食事代、 体力鍛錬などの福利厚生費も通常賃金
2012年3月	月単位ではない四半期単位の定期賞与も通常賃金

## 大法院の通常賃金の認定判断 来り

我と 八仏仇い旭市兵並い船を刊回						
賃金名目	賃金の特徴	通常賃金の認定判断				
	定期賞与金	0				
賞与金	企業業績に応じて支給される経営成果分配 金・奨励金・インセンティブ	×	事前に決まっていない			
成果給	勤務実績に応じて支給判断、または支給額が 決定される賃金		条件に左右される			
	最低限度が保証される成果給	0	最低分のみ認める			
技術手当	資格手当・免許手当など	0				
勤続手当	勤続期間に応じて支給判断、または支給額が 変わる賃金	0				
	扶養家族の数に応じて異なる家族手当	×	労働とは無関係			
家族手当	扶養家族数に関係なく、すべての労働者に支給される家族手当	0	名目だけの家族手当			
特定の時点に在籍	祝日帰郷費・有給休暇など	×	労働の対価ではない			
者のみ支給される 金品	退職時、勤務日数に比例して支給される金品	0				

定期賞与は通常賃金に 事代などの各種手当や インは、家族手当、食 られている。ガイドラ ガイドライン」に定め

資料出所:連合NEWS (2013年12月18日付)

を除外する慣行を続け ら各種手当や定期賞与 に基づき、通常賃金か 政規則とガイドライン ている。労使はこの行 は含まれないと規定し 数多くの裁判が提起さ 賃金の範囲をめぐって てきたが、近年は通常

に相当―遡及請求は認めず大法院判決、定期賞与は通 消滅期限である三年間の遡及賃 と判示した。 実の原則に基づき認められない の困難をもたらす場合、信義誠 金請求は、企業に重大な経営上 を下した。ただし、賃金債権の 賞与を拡大してきたことによる 本給の引き上げをできるだけ抑

年一二月一八日、「労働の対価と

支給される定期賞与は通常賃金 に当たるが、休暇費や帰省費、

金の範囲

韓国の賃金体系と通常賃

して定期的・一律的・固定的に

高裁)の全員合議体は二〇一三

などは該当しない」という判決

割合が非常に低く、

各種手当や

韓国の賃金体系は、基本給の

勤務実績に応じて支給する賞与

判が提起されている。大法院(最

金の範囲をめぐって数多くの裁

退職金の算定基礎となる通常賃

韓国では、

時間外労働手当や

韓

玉

定期賞与は通常賃

金

金上昇率を低く抑えるために基 賞与の割合が高い。これは、

その代わりに各種手当や

労働に対し通常賃金の五○%以 準となる。企業は、勤労基準法 当や退職金を計算するための基 常賃金は、時間外・休日労働手 賃金(手当)は除外される。通 当で構成されており、変動性の 上を加算支給しなければならな に基づき、時間外・深夜・休日 通常賃金は、基本給と各種手

断基準は、雇用労働部 かどうかの具体的な判 手当を通常賃金に含む れている。特に、各種 基準法施行令に規定さ 何も規定がなく、 しては、勤労基準法に 通常賃金の定義に関 勤労

常賃金に含まれるが、休暇費、 される賞与金(ボーナス)も通 もちろん、勤続手当、技術手当 この基準に基づいて定期賞与は される「一律性」、事前に支給 同条件を満たしたすべての労働 ごとに支給される「定期性」 や、すべての従業員に一括支給 することを確定する必要がある 者に一定の基準に基づいて支給 て満たす必要があると判示した。 いて、一カ月を超える一定期間 「固定性」の三つの要件をすべ

賞与金などを通常賃金の算定か 認められないと具体的な事例を に違反するため無効である」と であっても、これは勤労基準法 ら除外することに合意した場合 あげて説明した(表2)。 大法院は、「労使が過去に定期 今後も議論の余地を残している こなかった。 認定範囲を順次拡大してきた れている。大法院は通常賃金の に合わせて行政規則を改正して (表1) が、雇用労働部は判例

# される定期賞与は通常賃金

に伴い、時間外・休日労働手当 である。通常賃金の範囲の拡大

て請求することが予想される。 などの未払い分を労働者が遡っ

相手に提訴した裁判の確定判決 に含まれると主張し、会社側を である。 クの労働者および退職者二九六 人が、賞与や休暇費も通常賃金 メーカーである甲乙オートテッ

する賞与金などは通常賃金とは 帰省費や勤務実績に応じて支給 大法院は通常賃金の範囲につ

例規の「通常賃金算定

# 通常賃金の範囲の拡大によ り賃金が二〇~三〇%上昇

ては判断基準があいまいなうえ

会社ごとに事情が異なるため、

くても現在よりも二〇~ 賃金は、賃金水準を引き上げな 大法院の判決により労働者の

# 定期・一律・固定的に支給

今回の判決は、自動車部 品

とは、 用し、さらに追加賃金を請求す 与金を通常賃金の範囲に遡及適 るとして原審を破棄し、差し戻 るかどうかの審理が不十分であ ことができない」と判示した。 このような場合は労働者の追加 ることができるかどうかについ しを命じた。このため、定期賞 賃金請求が信義誠実の原則(信 財政的負担を負う企業に重大な 意した場合に、労働者の追加賃 も、「労使が信頼して定期賞与を 支給するのが原則」としながら 本判決の事案は、これに該当す 義則)に違反するため許容する 経営上の困難がもたらされるこ 金請求によって予想外の過度な 通常賃金から除外することに合 大法院は「三年分の遡及賃金を 正義と公平に合わない。

# 判断した。 遡及賃金請求は信義則違

反の場合も 賃金債権の消滅期限は三年間

中小企業の生産労働者Aさん

ハ月に調査した資料によると、

○%ほど上がる見通しである

(**表3**)。

労使政委員会が昨年

大法院判決に伴う休日労働・時間外労働手当の変化

210 71120101111	30 PW 31 33 130 PW 3 - 1 3010		
	判決前	判決後(賞与金含む)	
通常賃金	1,706,000ウォン	2,229,800ウォン	
時間当たり通常賃金(月160時間基準)	10,662ウォン	13,936ウォン	
休日労働手当(毎週土曜日8時間勤務) (時間当たり通常賃金×32時間)	341,184ウォン	445,952ウォン	
時間外労働手当(平日に毎日2時間延長労働) (時間当たり通常賃金×40時間)	426,480ウォン	557,440ウォン	

注) 月平均賃金総額2.977.400ウォン(100人以上事業所978社の平均) の労働者の場合、基本給 1,706,000ウォン、賞与金523,800ウォン(基本給の30%水準)となる。

## 大法院判決に伴う労働者の賃金変化 表4

X: XANONX-1170001094 210				
		中小企業Aさん	大企業Bさん	
現在の年間受給賃金		42,640,000ウォン	62,875,000ウォン	
	時間外労働	2,219,000ウォン	5,818,000ウォン	
通常賃金 連動手当	深夜労働	835,000ウォン	3,094,000ウォン	
	休日労働	1,558,000ウォン	3,674,000ウォン	
	年次手当	534,000ウォン	999,000ウォン	
間接労働 費用	退職金	429,000ウォン	1,132,000ウォン	
	社会保険	537,000ウォン	1,472,000ウォン	
1年分の増加額(小計)		6,116,000ウォン	16,200,000ウォン	
	退職給与引当金	1,287,000ウォン	3,396,000ウォン	

資料出所:中央日報(2013年12月19日付)

財界の立場を反映した政治的 則に基づき許可されないのは 判決である」と遺憾の意を表 わらず、追加賃金請求が信義 に違反し無効であるにもかか 大法院が遡及分を支給しな

げを続けている

図表

一〇%程度の引き上

給できる。 六二八七万五○○○ウォンであ に膨れ上がる。 高い七九〇七万五〇〇〇ウォン 万六○○○ウォン増えて、 九五九万六〇〇〇ウォンを受 が、今年は一六二〇万ウォン 退職金も三三九 合計

賃金が少ないうえに賞与の割合 生じるのは中小企業の労働者の 間で、このように大きな格差が 本給に対する賞与の割合は四 大企業と中小企業の労働者の Bさんは一〇五 通常賃金の範囲 Aさんの基 信義則に基づき、

金も一二八万七〇〇〇ウォン増

が低いことによる。

(勤続三年目)

の昨年の年俸は

○%に達する。 ○%であるが、

大企業の生産労働者Bさん

○○ウォンになる。また、 ○○ウォン高い四八七五万六○

退職

を含め、昨年より六一一万六〇

休日労働手当や年次手当

年は時間外労働手当、

深夜労働

四二六四万ウォンであるが、今

(勤続三年目)

の昨年の年俸は

定してきた賃金を尊重し、 耗論争や法的争いを中断しな れまで労使当事者が合意し決 労働側は、 消 Z

ければならない」と述べた。 (民主労総)は「信義則を適 全国民主労働組合総連盟

年金の給付額を二〇一四年に一

国務院常務会議は八日、

公的

○%引き上げると発表

賃金の上

外する労使合意が勤労基準法 非常に不当な判決である」 違反を理由に労働組合の要求 などを通常賃金の算定から除 強調した。韓国労働組合総連 労基準法の強行規定に反する を破棄・差し戻ししたのは勤 いるにもかかわらず、信義則 用する一般的要件を満たして (韓国労総) も、「定期賞与 財政の問題もあり、 ている。しかし、 代替率」は下落し続け の比率に当たる「所得 現役労働者の賃金水准 うに給付額が上昇して き上げ率は前年程度に 昇率には追いつかず、 いるものの、 した。近年は毎年のよ される 金格差がさらに拡大すると予想 正規労働者と非正規労働者の賃 の拡大により大企業と中小企業

# 判決に対する労使の反応

所は、「大法院が判決理由とした がないと判断したことは幸 三年の遡及分の追加支払い義務 算定範囲を大法院が認め、 に基づき決めてきた通常賃金の 韓国経営者総協会(韓国経総 、「これまで労使が合意や慣行 と論評した。大韓商工会議 過去

> くてもよい前提条件とした 每年八兆八六六三億 「訴訟を通じて 重

四兆八八四六億ウォンの退職金 ウォンを追加で負担し、さらに、 その上、 ウォン (三年の遡及分を含む) の偶発債務を抱えることになる。 は少なくとも三八兆五五○○億 韓国経総の推計によると、企業 に解釈するのかをめぐり、労使 も支給しなければならない。 でも受給する」と述べている。 総と民主労総は の意見が対立している。韓国労 大な経営上の困難」をどのよう 賃金総額に占める基本給の割

## 玉

中

# 得代替率」は下幕

は下落傾向と一〇%引き上げ げ

所

給付額の水準は月額二〇〇〇元 その結果、 \_ 四年 0

## 最低ライン以下に 「代替率」はIL 一〇〇八年以降は毎 年金 ō 図表 1:公的年金の平均給付額(月額

抑制された。



資料出所:人的資源社会保障部

注:2013年は予測値。

ている。 じたより良い解決策が求められ る。労働組合がこれに反発して 減するため、年俸制や成果給制 必要があるとみられる。企業は の単純な体系に置き換えていく 賃金体系は、今後、 当が数十種類もある複雑な現行 労使紛争に発展する可能性があ を積極的に導入すると予想され 通常賃金の拡大に伴う負担を軽 合が五七%に過ぎず、 労使政の積極的な議論を通 (国際研究部 基本給中心 様々な手

## **Business Labor Trend 2014.3**

図表の:都市企業従業員平均賃全と上昇率

四次乙,即印正未此未其十均其五乙二升中					
年	平均賃金(月)	平均賃金(年)	上昇率		
2000	778	9,333	12.2%		
2001	903	10,834	16.1%		
2002	1,031	12,373	14.2%		
2003	1,163	13,969	12.9%		
2004	1,326	15,920	14.0%		
2005	1,516	18,200	14.3%		
2006	1,738	20,856	14.6%		
2007	2,060	24,721	18.5%		
2008	2,408	28,898	16.9%		
2009	2,687	32,244	11.6%		
2010	3,029	36,539	13.3%		
2011	3,483	41,799	14.4%		
2012	3,897	46,769	11.9%		

出所:統計局

図表3:消費者物価指数と上昇率の推移



資料出所:統計局資料より作成

である。 四五・九%、 陝西省六一・六%で、下位五地 六四・二%、 北省四七%、 域は重慶市四三・二%、 グル自治区六四・八%、 四川省四六%、湖 山西省六一・八% 吉林省四七·四% 江蘇省 海南省

域の経済情勢などを考慮して決

上げ額は、各地方政府が当該地

所得に対する年金支給額の比率

現役の企業従業員の平均月額

ている。中国社会科学院が二〇

「所得代替率」は低下し続け

一二年に発表した「中国年金報

を超える見通しだ。実際の引き

# 物価上昇が年金生活者を圧迫

期比で二・五%の上昇であった 統計局の発表によれば、昨年一 価が上昇しているためでもある 商品別に見ると、食品価格が四 一月の消費者物価指数は前年同 (通年では二・六%の上昇)。 賃金が上昇しているのは、

では、

不動産を購入できない若

価格が高騰している都市部など 家計の圧迫に直結する。不動産 齢層にとって、

医療費の高騰は

相対的に医療費の拠出が多い高 年金生活者の悩みの種である。

購入するということも一般的で 年者のために、両親が代わりに =五七・七%、二〇一一年=五

よると、所得代替率は、二〇〇 告二〇一二」(以下「報告」)に

|年=七二・九%、二〇〇五年

○・三%。国際労働機関(ⅠL

の社会保障最低基準条約で

回っている。賃金の上昇率(図

に年金支給額の上昇が追

定める最低ラインの五五%を下

いつかない事態が続いている。

は山東省七○・五%、

新彊ウイ

年の所得代替率の上位五地域 地域間格差も目立つ。二〇一

> \_\_ % (図表3) ものの、

ある。そのため、

騰や上昇し続ける不動産価格は 上昇はかなり抑制されている 近年は政府の対策もあり物価の 層にとくに大きく影響している。 める食費の割合が高い低所得者 れぞれ上昇しており、家計に占 非食品価格が一・七%そ 医療費の高

係ではない。 高齢者にも無関 不動産の市況は

加している。「報告」は、 その総額は七六六・五億元に増 字の地域が一四に減少したが、 であり、その総額は六七九億元 政は深刻な状況であり、「報告」 めに流用して消失する「空帳問 定年退職した者への支払いのた の個人口座の積立金が、すでに によれば三二地域のうち、二〇 まっている。各地の年金基金財 に達している。二〇一一年は赤 金財政の問題を懸念する声が強 一〇年時点では一五地域が赤字 (注)」にも言及している。 年金

年齢の引き上げ案も提出された。 年で約二・二億元、二〇一二年 額が上昇しつつある。いったい 空帳問題の解決のために、昨年 で約二・六億元となっている。 失した積立金の総額は二〇一一 つつあり、他方では、年金給付 一月の三中全会では定年退職 一方では、年金財政が悪化し

中央政府網、

統計局、

人的資源社会

保障部、中国新聞網、

新京報、

第一財政日報

中国労働保

中国経済網 障新聞網、

# 給付額の上昇で年金財政 が深刻化

年金給付額の上昇に伴い、

きなのか、 年金財政の問題をどう解決すべ なっている。 現在重要な課題

## 注

【参考資料】 「空帳問題」とは、個人口座にある を指す。原因は、既に定年退職し はずの積立金が消失していること た者への支払いのための流用であ

# (国際研究部

『世界の雇用動向』脆弱な経済回復は 雇用に 発表 及ばず

O

ず、二〇一三年の全世界の失業 復は労働市場の改善につながら 五〇〇万人増) に達した。発展 者数は二億二〇〇万人(前年比 発表した。世界経済の脆弱な回 雇用動向 I L O は 一 (二〇一四年版)』 月二一日、『世界の を ている。

引き上げが必要であると強調し 強化するため、雇用を重視した 政策への転換および労働所得の 告書は、 マルな雇用が蔓延している。 途上国の大半では、 経済成長と雇用創出を 報告書の概要は以下の インフォ 報



とおり。

# 世界の失業者数は二〇一 三年に五〇〇万人増加

地域だけで新たな求職者の四 ジアおよび南アジア地域で、両 ハラ以南アフリカと欧州が続い 五%以上を占めた。<br />
これに、サ 失業が大幅に増加したのは東ア 比較して約五〇〇万人増加した。 は二億二○○万人で、一年前と 二〇一三年の世界の失業者数

場への参加を望まず経済活動を は二〇一三年に六二〇〇万人に 行わなかった人であった。 かった人、七〇〇万人が労働市 意欲を喪失して求職活動をしな が新規求職者、二三〇〇万人が 達し、そのうち、三二〇〇万人 世界的な雇用の需給ギャップ

○○万人増加し、求職者が二億 八年までに失業者がさらに一三 現在の傾向が続けば、二〇一



も受けていないニートの若者の 同様である。雇用も教育も訓練 の一部やカリブ海および南欧も 北アフリカが特に高く、中南米 三倍となっている。中東および 業率は一三・一%で、成人の約 が失業しており、 状態が続くと予想される。 今後五年間ほぼ一定で、経済危 規雇用が創出されるが、毎年労 られる。毎年四○○○万人の新 ○○万人以上増加した。若年失 機以前より○・五ポイント高い よりも少ない。世界の失業率は 働市場に参入する四二六〇万人 ○○万人の若者(一五~二四歳) 一五〇〇万人以上に達するとみ る長期失業が増加 若年失業、先進国におけ 二〇一三年は全世界で約七四 一年前より一

比率が、経済危機以降、急増す る傾向にある。

業に苛まれている。 八カ月に達している。米国でも 平均失業期間がそれぞれ九カ月 が経済危機以前の二倍となって 全求職者の四〇%以上が長期失 いる。ギリシャ、スペインでは 失業の長期化は、労働市場回 多くの先進国では、失業期間

復の足かせとなる。長期間失業 より困難になる。 能水準の仕事を見つけることが を失い、類似の職業や同等の技 している求職者は急速にスキル

準より一ポイント以上低い状態 労働力率は、経済危機前の水

高いのは南アジアおよび東南ア インフォーマル雇用率が顕著に フォーマル雇用が蔓延している。

らの地域では教育水準の向上に 多くの女性が労働市場から退出 にとどまる。労働力率の低下は 力率が上昇している。 欧や東欧などの地域では、 労働力率が低下した。他方、中 が労働市場で機会を見出せず、 る年齢が高くなっている。先進 より、若者が労働市場に参入す 特に顕著である。同時に、これ 経済地域では、特に若年労働者 した東アジアおよび南アジアで

# 八%を占める 脆弱な雇用が全雇用の四

前の五倍に増えた。脆弱な雇用 または限定的な傾向がある。 者に比べて、社会保障や安定し が全雇用の約四八%を占めてお 年に約一%増加し、経済危機以 働者)に就く人の数は二〇一三 た所得へのアクセスがないか、 脆弱な雇用(自営業や家族労 賃金や給与を受け取る労働

の一一・九%)が、一日一・二 生活を余儀なくされている。 六・七%) が一日二ドル以下の 億三九〇〇万人(全雇用者の二 五ドル未満で生活しており、八 億七五万人の労働者(全雇用者 ている。二〇一三年時点で、三 はあるが、世界的に低下し続け ○一○年以前より遅いペースで 発展途上国の大半では、イン ワーキング・プアの数は、二

> ジア諸国であり、全雇用の九 用機会の欠如が貧困の持続可能 域においては、フォーマルな雇 用率が続いている。これらの地 七○%以上のインフォーマル雇 のアンデスおよび中米諸国では な削減の障壁となっている。 ○%を占める国もある。低所得

## 策による雇用・社会的格 雇用重視のマクロ経済政 差の是正

六一〇〇万人の追加的な雇用を 所得増加の再均衡が雇用展望を 現在進められている財政健全化 回復は、総需要不足によって阻 でに一・八ポイント低下させ 衡により失業率を二○二○年ま ている。マクロ経済政策と労働 らなる生産拡大の足かせとなっ は、弱い個人消費に加えて、 害されている。多くの先進国で 一○諸国では、そのような再均 大幅に改善させる。高所得のG 世界の労働市場のより迅速な さ

のような順応型金融政策による 計される。しかし、最近は、そ は一~二ポイント高かったと推 規模の大きな先進諸国の失業率 実行していなかったなら、経済 政策担当者が迅速な金融政策を の刺激を与える適応策であり続 持続可能な雇用回復の足かせと 経済よりも資産市場に流入して 追加的流動性の大部分が、実体 ける。もし財政危機に直面した

創出することができる。 金融政策は、総需要にプラス

リスクを生んでいる。 なり、株式・住宅価格バブル

# 積極的労働市場政策の強化 による労働市場の機能改善

就業意欲をなくし労働市場から 的労働市場政策(ALMP)を 的無活動とスキルのミスマッチ 腐化するリスクが増大する。 えるならば、スキルが低下、 撤退する労働者が今後さらに増 より強力に実行する必要がある。 ら脱落した失業者が二三〇〇万 る長期失業が理由で労働市場か に対処していくためには、積極 人にのぼると推計される。経済 就業意欲の喪失および増加す 陳

とどまる地域は、労働市場の機 受ける可能性がある。 能改善においてもっとも恩恵を と推計される。積極的労働市場 二%まで増額すれば、三九〇万 域が、この支出をGDPの一・ 満であった。先進諸国とEU地 出は、平均GDPの○・六%未 政策に対する支出が最低水準に 積極的労働市場政策に対する支 人の追加的な雇用を創出できる OECD諸国の二○一一年の

ILOウェブサイト 【資料出所】

(国際研究部)